

実学社会起業イノベーション学位プログラム
学位論文（特定の課題についての研究成果）の審査基準

【修士課程修了】

1. 審査体制

特定の課題についての研究成果の審査では、審査の厳格性及び透明性を担保するため、以下の審査体制を整備し、運用する。まず、近畿大学学位規程第 8 条（修士論文の審査）に従って、修士課程担当の指導教員のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科修士課程もしくは博士前期課程担当の指導教員、他大学大学院担当の指導教員を含む）を副主査として加えることができる。また、原則として特定の課題についての研究成果を提出した者の指導教員は主査になることができない。

2. 資格要件

近畿大学学位規程第 4 条（修士の学位の授与の要件）を満たし、同規程第 7 条（修士論文の提出）に従って、特定の課題についての研究成果を提出したものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条（修士論文合格基準）を踏まえ、以下に特定の課題についての研究成果の評価項目を定める。

- (1) 社会的要求や社会的問題の的確な整理（学修目標 1 及び 2 と連関）
- (2) 社会的要求や社会的問題に関する状況の把握（学修目標 2 と連関）
- (3) 社会的要求や社会的問題に関する解決策の創造（学修目標 3 と連関）
- (4) 社会的要求や社会的問題に関する解決策の検証結果の評価と再創造（学修目標 3 及び 4 と連関）

4. 評価方法と判定

- (1) 全ての審査委員が、別表の特定の課題についての研究成果の評価基準表 A に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：(ア)～(エ) 各 25%）を、0～40 点で評価する。
- (2) 当該特定の課題についての研究成果の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条（最終試験）及び同規程第 12 条（合否の決定）に基づき、特定の課題についての研究成果の審査と最終試験の審査において、評価点数が合計点 20 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第 12 条（合否の決定）に則って、特定の課題についての研究成果の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、同学位規程第 13 条（学位の授与）に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【学位論文(特定の課題についての研究成果)の評価基準A(修士課程)】

評価項目/点数	10点	7点	5点	3点	0点
評価項目(ア) 社会的要求や社会的問題の的確な整理がなされている内容となっているか。	実社会の現場での実践的活用が具体的で、社会的問題の解決への見通しが明確な課題になっている。	研究調査対象を絞り込み、実社会との有機的なつながりを示している。	実社会との関連性を明確にした課題設定になっている。	挑戦するテーマが漠然としているものの、社会現場につながる課題になっている。	挑戦するテーマが漠然としていて、実社会に関連する課題に、絞り切れていない。
評価項目(イ) 社会的要求や社会的問題に関する背景や現状を把握している内容になっているか。	先行研究や先行事例だけでなく、現状の深い洞察力から本質的価値を見極めて、問いを抽出している。	現状や先行研究内容の把握から、問いを明確に見出している。	先行事例や先行研究を踏まえて、その背景をおさえており、現状把握もされている。	問題の指摘がある程度明確であるものの、実社会の現場改善につながる価値が曖昧である。	問題の抽出が不明確で、実社会の現場改善につながる価値も不明確である。
評価項目(ウ) 社会的要求や社会的問題に関する解決策を創造した内容となっているか。	問題の着眼点に説得力があり、その解決へのアプローチの方法に十分な具体性と妥当性がある。	問題意識がシャープであり、課題解決に向けたアプローチの方法も多角的に工夫されている。	実社会現場の経験を生かした問題意識をもち、分析的な視点がある。	実社会に関連する問題点を理解しているものの、課題解決につながる方法や視点が曖昧である。	実社会に関連する問題点が不明確であり、課題解決につながる方法や視点も曖昧である。
評価項目(エ) 社会的要求や社会的問題に関する解決策の仮説検証結果を適切に評価して、新しい解決策を再創造する内容になっているか。	実社会の課題解決の作業仮説の検証に具体性と妥当性があり、新しい本質的な価値を見極めて、展望性が期待される新しい課題解決策の創造につながっている。	実社会の課題解決に関する作業仮説を的確に検証して、新しい価値を把握して、次の解決策の創造につながっている。	実社会の課題の解決に向けたアプローチを実行した結果を検証して、次につながるような評価結果の活用に取り組む視点を示している。	実社会の関連する問いに対する解決へのアプローチの方法の検証されているものの、新しいアプローチの創造につながる評価となっていない。	実社会の関連する問いに対する解決へのアプローチの方法の検証が曖昧であり、新しいアプローチの創造につながる評価ができていない。